

令和7年8月29日

国土交通省住宅局 御中

日本司法書士会連合会
会長 小澤 吉徳

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見

当連合会は、標記について、次のとおり意見を申し述べる。

第1 マンション管理適正化支援法人の登録制度の創設に伴う規定の整備（本則第1条関係）について

【意見】

賛成する。

【理由】

マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正によって、都道府県知事等は、一般社団法人等であって業務を適正かつ確実に実施することができると認められるものについて、マンション管理適正化支援法人として申請により登録することが可能とされたことに伴うものであり、本施行規則の改正によって、適正かつ確実なマンション管理の実施促進に繋がるものと期待され、ひいては、区分所有者等にとっての資産価値向上に加え、地域社会においては安全・安心な建物との認識に繋がることへの実効性が期待される。

また、改正法の関係規定の施行日と合わせることも妥当であると考える。